

## 公共測量の測量成果に係る複製又は使用承認の申請の受理に関する事務処理要領

平成21年 3月27日国地達第 7号  
(一部改正) 平成23年 3月31日国地達第12号  
(一部改正) 令和 元年 6月28日国地達第 8号  
(一部改正) 令和 2年12月21日国地達第23号

### (目的)

第1条 この要領は、測量法（昭和24年法律第188号）第42条第3項の規定に基づき測量計画機関から委託を受けて行う、公共測量の測量成果に係る複製又は使用承認の申請の受理に関する事務処理について必要な手続を定め、事務の適正かつ能率的な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において「申請者」とは、国土地理院の長（以下「院長」という。）に対し、公共測量の測量成果に係る複製又は使用承認の申請の受理に関する事務（以下「申請受理事務」という。）の委託を申請する測量計画機関をいう。

2 この要領において「委託者」とは、院長に対し、申請受理事務の委託をしている測量計画機関をいう。

### (申請受理事務の委託の申請)

第3条 申請者は、「測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に係る事務委託申請書（様式第1）」（以下「申請書」という。）を院長に提出するものとする。

### (受託の決定)

第4条 院長は、前条の規定に基づき申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、受託することを決定するものとする。

2 院長は、前項の規定に基づき受託を決定したときは、「測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務受託承諾書（様式第2）」を申請者に交付するものとする。

3 前2項の規定は、第7条に規定する委託事項の変更及び第8条に規定する委託の延長の申請があったときに準用する。

### (申請受理事務の受託期間)

第5条 申請受理事務を受託する期間は、原則として承諾書に記載された期間とする。ただし、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して最短1年以上とし、10年を超えない期間とする。

### (申請受理事務の受託期間の満了)

第6条 院長は、申請受理事務の受託期間の満了日までに委託者から第8条に規定する委託の延長の申請がないときは、申請受理事務の受託を終了するものとする。

### (申請受理事務の委託事項の変更)

第7条 申請受理事務の委託事項の変更を求める委託者は、「測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務委託変更申請書（様式第3）」を院長に提出するものとする。

(申請受理事務の委託の延長)

- 第8条 申請受理事務の委託の延長を求める委託者は、「測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務委託延長申請書(様式第4)」(以下「延長申請書」という。)を院長に提出するものとする。
- 2 申請受理事務の受託を延長する期間は、原則として延長申請書に記載された期間とする。ただし、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して最短1年以上とし、10年を超えない期間とする。
- 3 延長申請書の受理期間は、受託期間の満了日の3月前から受託期間の満了日までとする。

(申請受理事務の受託の解除)

- 第9条 申請受理事務の委託の解除を求める委託者(以下「解除申請者」という。)は、「測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務委託解除申請書(様式第5)」(以下「解除申請書」という。)を院長に提出するものとする。
- 2 院長は、解除申請者から解除申請書が提出された場合は、申請受理事務の受託を速やかに解除するものとする。
- 3 院長は、前項の規定に基づき解除したときは、速やかに解除申請者に通知するものとする。

(特例)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、申請受理事務の委託について必要な事項は、院長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成21年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和元年5月7日から適用する。

附 則

この達は、令和2年12月23日から適用する。

## 測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務委託申請書

国土地理院長 殿

測量計画機関  
所在地  
名 称  
代表者

測量法第 4 2 条第 3 項の規定に基づく公共測量の測量成果に係る複製又は使用承認の申請の受理に関する事務の委託を下記のとおり申請します。

### 記

#### 1. 委託を求める期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

#### 2. 担当部署名、担当者名及び連絡先等

- ① 担当部署名
- ② 担当者名
- ③ E-mailアドレス
- ④ 測量計画機関が受理するファイル形式（PDF・XML・FAX）
- ⑤ 測量成果種別
- ⑥ 連絡先 電話番号  
FAX番号

#### 3. 同意事項

- ① 国土地理院長は、測量成果の複製承認申請書又は使用承認申請書（以下「承認申請書」という。）を受理し、当該申請に係る事項に関する意見を付して、速やかに当該申請に係る測量計画機関に承認申請書を送付する。
- ② 国土地理院長が申請に係る事項に関して意見を付する場合は、基本測量の測量成果の複製承認又は使用承認基準を準用する。
- ③ 測量計画機関は、国土地理院長から送付された承認申請書を、測量法第43条又は第44条の規定に基づき審査し、申請者に通知する。
- ④ 国土地理院長は、公共測量の測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務を適切に行うものとする。
- ⑤ 電磁的方法により承認申請書を受理する場合の承認申請書の様式は、国土地理院長が定める。

様式第2

国地地情第 号  
令和 年 月 日

## 測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務受託承諾書

殿

国土地理院長

令和 年 月 日付けで申請のあった、測量法第42条第3項の規定に基づく公共測量の測量成果に係る複製又は使用承認の申請の受理に関する事務の委託について、下記の条件を付して承諾します。

### 記

1. 受託する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。なお、委託期間満了後においても引き続き申請受理事務の委託をする場合は、委託期間の満了日の3月前から委託期間の満了日までに国土地理院長に委託期間延長の申請をすること。
2. 測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務委託申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに国土地理院長に変更の申請をすること。
3. 測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務の委託に関する連絡先は、以下のとおりとする。

### 連絡先

国土地理院 地理空間情報部 情報企画課  
測量成果ワンストップサービス担当  
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
電話番号 029-864-1111 (内線7359)

測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務委託変更申請書

国土地理院長 殿

測量計画機関  
所在地  
名称  
代表者

測量法第42条第3項の規定に基づき令和 年 月 日付けで申請をした公共測量の測量成果に係る複製又は使用承認の申請の受理に関する事務の委託について、下記のとおり変更を申請します。

記

1. 測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務受託承諾書の文書番号  
国地地情第 号
2. 委託の変更事項
3. 担当部署名、担当者名及び連絡先
  - ① 担当部署名
  - ② 担当者名
  - ③ E-mailアドレス
  - ④ 連絡先 電話番号  
FAX番号

測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務委託延長申請書

国土地理院長 殿

測量計画機関  
所在地  
名称  
代表者

測量法第42条第3項の規定に基づき令和 年 月 日付けで申請をした公共測量の測量成果に係る複製又は使用承認の申請の受理に関する事務の委託について、下記のとおり延長を申請します。

記

1. 測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務受託承諾書の文書番号  
国土地業第 号
2. 当初の委託期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
3. 委託を延長する期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4. 担当部署名、担当者名及び連絡先
  - ① 担当部署名
  - ② 担当者名
  - ③ E-mailアドレス
  - ④ 連絡先 電話番号  
FAX番号

令和 年 月 日

測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務委託解除申請書

国土地理院長 殿

所在地  
測量計画機関 名称  
代表者

測量法第42条第3項の規定に基づき令和 年 月 日付けで申請をした公共測量の測量成果に係る複製又は使用承認の申請の受理に関する事務の委託について、下記のとおり解除を申請します。

記

1. 測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務受託承諾書の文書番号  
国地地情第 号
2. 委託期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
3. 担当部署名、担当者名及び連絡先
  - ① 担当部署名
  - ② 担当者名
  - ③ E-mailアドレス
  - ④ 連絡先 電話番号  
FAX番号